

第2号様式

会議開催のお知らせ

会 議 名	大磯町いじめ問題対策・調査委員会
議題及び公開・非公開の別	<p>【議題】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各学校におけるいじめ問題に対する取組について</li> <li>2. 大磯町におけるいじめ問題に対する取組について</li> <li>3. 令和7年度各学校におけるいじめ認知状況及び対応について</li> <li>4. 大磯町はいじめ重大事態について</li> </ol> <p>【公開・非公開の別】</p> <p>1・2については公開、3・4については非公開</p>
開 催 日 時	令和8年7月3日（金）午前10時00分
開 催 場 所	大磯町役場本庁舎4階第1会議室
傍 聴 定 員	10名
非 公 開 の 理 由	いじめを認知した状況等を報告する過程で、加害及び被害児童生徒の個人名が特定される恐れがあるため。
傍聴手続に係る特記事項	別紙「会議の傍聴要領」のとおり
問 い 合 わ せ 先	大磯町教育委員会 教育部 学校教育課 教育指導係 電話 0463-61-4100 内線325
そ の 他	会議は、2時間程度を予定しています。

## 会議の傍聴要領

### 1 傍聴手続

会議を傍聴しようとする方は、会議の開催時刻までに、関係の係員に申し出て、係員の指示に従い入場してください。

### 2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次の事項を遵守してください。

- (1) 会長の指示に従い、静穏に傍聴すること。
- (2) 会議場において発言を求めたり、委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (3) 張り紙、ゼッケン、たすき、旗等を使用した示威的行動をしないこと。
- (4) 他の傍聴者の迷惑になるような行動をしないこと。
- (5) 会長の許可なく、録音、撮影等をしないこと。
- (6) その他会議の進行を妨げるような行為をしないこと。

### 3 会場の秩序維持

傍聴者がこの要領に違反したときは、これを注意し、なお、これを改めないときは、退場していただくことがあります。